

平成28年7月11日

部局等の長様

財務部長

9月定例会へ向けた平成28年度京丹後市補正予算の編成について

市長より、下記のとおり平成28年度9月定例会へ向けた補正予算の編成方針が示されたので、別添の留意事項も遵守し、補正予算編成に臨みたい。

記

6月定例会の会期中であるが、9月定例会へ対応していくための補正予算編成作業の日程等を考えると早期に編成作業に取り組む必要がある。

9月の補正予算は、これまで当初予算、6月補正予算の編成等で課題となっているもので、一定の整理ができたもの及び本年度中に実施する必要性が生じた事業等について、補正予算を編成することとしている。

本市は、合併13年目を迎え、さまざまな課題が山積している状況にある一方で、普通交付税等の合併特例措置の逡減2年目を迎える中、厳しい財政状況にあるが、出来る限り行政サービスが低下することの無いよう、また、市民要望に応えることが出来るようにしなければならない。

このような中、さまざまな施策の検証を行うとともに、「第2次京丹後市総合計画」の「基本計画」も見直しながら、併せて行財政改革もしっかりと行い、限りある財源を効果的かつ効率的に配分し、持続可能な行財政運営を目指していく必要がある。

こうした状況下での補正予算編成であるため、歳入については、国府の制度及び支出金の交付状況について、出来得る限りの情報収集を行うなど財源確保に全力を挙げるとともに、歳出については、真に緊急性・必要性の高いもののみ補正予算へ計上することとしている。

また、既に予算計上している事務事業であっても、諸般の事情により、本年度の事業実施を断念するものについては、今回の補正予算で減額していくこととしている。

以上のことを踏まえ、別紙留意事項等を厳守し、補正予算編成作業に臨みたい。

(別紙)

京丹後市 9月補正予算編成上の留意事項等

京丹後市の財源状況

平成28年度当初予算は、「骨格型」での予算であったため、6月定例会にて、政策的事業や新規事業を肉付けした、約10億2千万円の補正予算を計上しているところである。

こうした状況の中、本市の一般財源の状況としては、当初予算で地方交付税を最大限に見込むとともに、財政調整基金などの基金繰り入れにより財源を確保している状況にあり、合併特例措置の逡減2年目を迎える中、普通交付税も未確定な状況において、前年度繰越金に頼った補正予算編成をせざるを得ない状況となっている。

補正予算編成上の留意事項

(1) 共通的事項

- ・一つの細事業予算が複数所属に係るものは、関係所属間で十分な調整を行い、事業所管を代表する所管課で補正予算見積書を作成すること。
- ・例規との整合を図ること。
- ・スムーズな予算編成とするため、既決予算との比較、増減理由、見積り根拠などの詳細情報を、必ず予算見積書(積算書)に記載すること。
- ・資料(業者見積り、現況写真等)はA4サイズとし、可能な限り添付すること。
- ・新規の単独施策は、特別の緊急事情がない限り控えること。なお、新規事業を要望する場合は、その事業内容(全体計画・財源状況)を明確に説明できるようにすること。
- ・減額補正をする場合は、当初予算を初期配当した所属コードで減額すること。(配当替により措置された所属では、財務会計システム上、減額できないものであること。)
- ・各事業所管課で財務会計システムへ予算要求入力すること。この際、一般会計の財源充当については財政課で行うため、原課では入力する必要はないこと。

(2) 歳入

- ・国府の補助制度の状況などの情報収集等を積極的に行うとともに、他市町の予算措置状況も把握研究するなど、現在の制度での最も有利な財源を確保すること。
- ・財産収入、寄附金等を計上する場合は、確実な額により計上すること。
- ・諸収入(雑入)は、歳出予算の増額に伴い特定財源となるものを計上すること。
- ・市債については、地方債の同意手続きと整合を図ること。

(3) 歳出

- ・平成27年度の国府支出金で、実績報告等により返還しなければならないものについては、原則、今回の補正予算で計上すること。
- ・増額要求する場合、原則、既存予算の減額・組替え等により財源調達すること。
- ・新規及び拡充事業については、経緯、効果、必要性、将来負担等を十分に分析すると

ともに、本市の厳しい財政状況において、なお、取り組むことが必要である、との説明責任を果たせることが要求の大前提であることに留意すること。この場合、**原則、相応の事業のスクラップ**による財源確保を同時提案すること。

- ・今までの予算編成で、「実施しない」と判断された項目等は、再度、要求しないこと。
- ・補正予算成立後でないと、事務事業の予算執行ができないことを認識した上で予算を見積もること。（議会の予算成立前の事業着手は不可）
- ・住民の公平性確保の観点から偏った予算要求とならないようにすること。
- ・臨時職員賃金の予算計上については、人事課配当としているが任用担当課で予算見積書を作成すること。

臨時職員賃金の補正予算の財務会計入力は、原課ではできないため予算要求入力は必要ないこと。（見積書のみ作成すること。）

- ・労働者派遣会社から新規に人材派遣を受けようとする場合は、事前に行財政改革推進課と協議した上で予算見積書を作成すること。
- ・継続費又は債務負担行為を設定する場合は、事前に財政課と協議すること。
- ・「長期継続契約」に伴う予算要求をする場合、歳出予算事業別積算書（様式3）に「長期継続契約」である旨を明記するとともに、全体の契約期間及び金額を明記すること。
- ・第2次総合計画の「計画項目」についても必ず記入すること。その場合、当初予算見積書に記載した計画項目等との整合を図ること。

特別会計等

- ・所管課で予算編成を行うこととするが、一般会計と関連のあるものについては、一般会計のスケジュールに合わせる。なお、補正予算を編成する特別会計等は、事前に財政課へ連絡すること。
- ・歳入歳出の補正予算総額を合わせた見積書を作成すること。
- ・議会提案までに、特別会計ごとに理事者へ説明等を行い、決裁を受けておくこと。

平成28年度9月補正予算見積書提出期限

平成28年8月4日（木） 厳守

補正予算見積書（様式1～3） 紙ベースで1部提出するとともに、電子ファイルも部局担当者へメール送信をすること。また、財務会計への予算要求入力も期日までに完了させること。

一般会計の事業説明書及び政策・事業等説明資料（議会基本条例関係調書）については、予算見積書提出後に、別途、作成依頼することとしているが、原則、所管部局で責任をもって作成することとしているため、しっかり準備しておくこと。

財政課ヒアリング日程等（予定）

○会場：峰山庁舎 2 階 公室

日 程	9:00 ~	10:30 ~	13:00 ~	15:00 ~
8 月 5 日(金)	建設部	市民部	教育委員会	企画総務部
8 月 8 日(月)	商工観光部	健康長寿福祉部	農林水産環境部	医療部 外
8 月 16 日(火)	理事者査定(予定) 9:00 ~ 16:00 (関係部長等出席)			

補正要求内容により、上記の割当時間を変更する場合があります。

上記以外の部局については、必要に応じて後日連絡します。

上記日程で都合の悪い場合は、部局間で日程調整し財政課へ連絡願います。

理事者査定の部局割当は 8 月 10 日までに連絡予定。

質疑等がある場合は、財政課部局担当まで問い合わせること。

- 志水 丈浩(1161) 総括（全般）
- 平 勝行 (1162) 市民部、建設部
- 中江 孝吏(1165) 財務部、農林水産環境部、農業委員会事務局
- 岡田 直純(1167) 議会事務局、企画総務部、消防本部
- 清水 和則(1166) 会計課、監査委員事務局、商工観光部、上下水道部
- 永美 崇志(1163) 秘書広報広聴課、健康長寿福祉部
- 山添 力也(1164) 医療部、教育委員会事務局

28年度9月補正予算編成スケジュール(案)

(一般会計の場合)

月	日	曜日	全体	各部(課)等	財政課	予算過程公表	
7	4	月	補正予算編成の通知				
	5	火					
	29	金		予算見積書作成作業	各部課等からの質問等への対応	平成28年度補正予算編成方針の公開	
	30	土		関係所属間の協議・意見調整			
	31	日					
8	1	月		財務システムへの予算要求入力			
	2	火					
	3	水					
	4	木	予算見積書等の提出期限				
	5	金					
	6	土	財政課各部ヒアリング	財政課ヒアリング	見積書点検		
	7	日		財政課からの質問等への対応	財政課査定		
	8	月		理事者査定準備	理事者査定準備		
	9	火					
	10	水					
	11	木	山の日				
	12	金	事業別説明資料作成指示・提出				市民への予算公開(要求ベース)
	13	土					
	14	日					
	15	月					
	16	火	理事者査定	理事者査定対応(必要部局)	予算案最終調整		
17	水						
18	木						
19	金			補正予算書・説明資料印刷	市民への予算公開(財政査定・部長査定ベース)		
20	土						
21	日						
22	月	議会運営委員会(予定)					
23	火						
24	水						
25	木						
26	金				市民への予算公開(補正最終案)		
27	土						
28	日						
29	月	定例会初日(予定)					
30	火						
31	水						
9	1	木					

特別会計及び企業会計についても、本日程に準じ予算編成を行うこと。
本スケジュールは確定したものではありません。